

早期審理制度・前置報告を利用した審尋

特許庁審判部審判企画室*

抄 録 拒絶査定不服審判事件については、早期審理の申請を行うことにより、その申請が一定の条件を満たせば、通常の事件より優先して審理が行われる「早期審理制度」を利用することができます。

また、拒絶査定不服審判事件が前置審査に付されて前置報告が作成された場合には、審判合議体が、実際の審理着手前に、前置審査での審査官の見解を審判請求人に通知する「前置報告を利用した審尋」を行います。審査官の見解に対する審判請求人からの反論があれば、審判合議体は、両者の見解を考慮して審理を行います。

以下に、早期審理制度、前置報告を利用した審尋についての、よくあるお問い合わせと回答を紹介します。

1. 早期審理制度

Q 1 早期審査制度を利用すれば、自動的に早期審理の対象になるのですか？

A 1 早期審査制度を利用した場合でも、その出願の拒絶査定不服審判事件について早期審理制度を利用する場合には、新たに早期審理の申請をする必要があります。

Q 2 早期審理を申請する際の、早期審理に関する事情説明書には「先行技術の開示及び対比説明」を記載する必要がありますか？また、事情説明書の「早期審理に関する事情説明」の記載は、どのような場合に省略することが可能ですか？

A 2 早期審査の場合とは異なり、「早期審理に関する事情説明書」には、「先行技術の開示及び対比説明」を記載する必要はありません。また、早期審理を申請する審判事件が、審査段階において既に早期審査又は優先審査の対象となっている場合は、「早期審理に関する事情説明」の欄には、「早期審査（優先審

査）に関する事情説明書の記載と同じ。」と記入すれば足ります。

Q 3 審判事件が前置審査の対象となった場合も、早期審理の申請を行うことは可能ですか？

A 3 前置審査中の審判事件についても、早期審理に関する事情説明書の提出により、早期審理制度を利用することができます。

Q 4 早期審理の対象となった事件について、拒絶理由通知を受け取りましたが、応答期間の延長を請求するとどうなりますか？

A 4 早期審理の対象に選定された事件であっても、応答期間の延長が請求された場合には、早期審理制度の趣旨を踏まえ、原則、早期審理の対象から外され、対象外とされた旨の通知が連絡されます。

* Appeals Examination Policy Planning Office, Appeals Dept., Japan Patent Office

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

Q 5 早期審理を申請した後、早期審理の対象に選定されたか否かを知ることができますか？

A 5 早期審理の申請が一定の条件を満たさず、早期審理の対象に選定されなかった場合には、その理由を説明した通知が送付されます。

2. 前置報告を利用した審尋

Q 1 どのような場合に、前置報告を利用した審尋の対象とされるのでしょうか？また、前置報告を利用した審尋に回答しないとどうなるのでしょうか？

A 1 前置報告を利用した審尋は、平成20年度から審判部の特許・実用新案の各部門において順次対象を広げ、原則として、前置報告書が作成された事件の原則全件（早期審理の対象事件を除く）を対象とする運用となります。

前置報告を利用した審尋に対する回答書が提出されなかった場合でも、審判合議体は、回答書が提出された場合と同様に、原査定が維持されるべきものであるか否かを審理しますので、回答書が提出されなかったことのみをもって審理において不利に扱われることはありません。

Q 2 審判請求時に補正書を提出しておらず、前置審査に付されなかった事件については、前置報告を利用した審尋が行われないのでしょうか？

A 2 前置審査に付され、審査官によって前置報告がなされた事件についてのみ、その前置報告を利用した審尋が行われます。

Q 3 拒絶査定とは異なる新たな拒絶理由が記載された前置報告書に基づく審尋があったとき、回答だけでなく、当該拒絶理由に対する補正もしたいのですが、補正の機会は与えられるのでしょうか？

A 3 前置報告を利用した審尋は、拒絶理由通知でなく、審査官による前置報告の内容に対する意見を求めるものですので、明細書等の補正をすることはできません。前置報告を利用した審尋に対する回答書において、補正案を提出することは可能ですが、あらためて拒絶理由を通知し、補正の機会を与えるか否かは、審判合議体の裁量事項となっています。

Q 4 前置報告書の内容を検討した結果、審判の手續継続の意思がなくなった場合には、どうすればよいのでしょうか？

A 4 その場合には、審判請求の取下げの手續をとっていただくとともに、審判長または審尋書の末尾に記載された審判官にもご連絡ください（審判請求の取下げを行う旨を記した回答書を提出くださっても結構です）。なお、回答書提出の指定期間後に、審判合議体が審判の手續継続の意思について電話で確認する場合があります。

Q 5 前置報告を利用した審尋に対する回答書提出の指定期間は何日でしょうか？

A 5 回答書提出の指定期間は、審判請求人が内国の場合は60日、在外者の場合は3ヶ月を原則としています。

Q 6 前置報告を利用した審尋に対する回答書提出の指定期間は、申請をすれば延長できるのでしょうか？

A 6 回答書提出の指定期間の延長は原則として行われませんが、在外者の場合、手續書類の翻訳を理由として指定期間の延長を請求することが可能です。1回の請求につき、延長される期間は1ヶ月で、最大3回まで延長ができます。

（原稿受領日 2008年6月30日）